

事務連絡
令和5年5月1日

教育・保育施設をご利用の保護者様

江別市健康福祉部
子育て支援室子ども育成課長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行 に伴う対応(5月8日以降の取扱い)について

日ごろから教育・保育行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、下記のとおりお知らせしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 園児が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の登園の目安について

学校保健安全法の取扱いに準じ、発症日を0日目として、5日間が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを療養期間とします。(無症状の場合は検体採取日を0日目とする。)

- ※ 新型コロナウイルス感染症に関わらず、発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時は施設の利用はできません。
- ※ 家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合でも、同居する園児は「濃厚接触者」として特定されませんので利用の制限もありません。

2 平時のマスク着用の考え方について

保育所等における平時のマスク着用の考え方については、(1)及び(2)のとおりとなっています。

- (1)園児についてはマスク着用を求めない。
- (2)職員や登園時の保護者の着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

- ※ 基礎疾患があるなどの様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合については、この限りではありません。また、国では感染した方に、発症日の翌日から10日間は、マスクの着用を推奨しています。
- ※ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じたマスクの着用を呼びかけることがあります。

お問い合わせ先
江別市健康福祉部
子育て支援室子ども育成課
電話:011-381-1030(直通)